

情報セキュリティ基本方針

長野県社会保険労務士会（以下、当会）は、お客様からお預かりした当会の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき全会で情報セキュリティに取り組めます。

1. 経営者の責任

当会は、会長主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 会内体制の整備

当会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を会内の正式な規則として定めます。

3. 職員の取組み

当会の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、お客様の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2026 年 6 月 23 日

長野県社会保険労務士会

会 長 酒井 喜雄